

くらしに夢をひろげる

**LION**

資料 3

# ライオン東京工場の計量管理



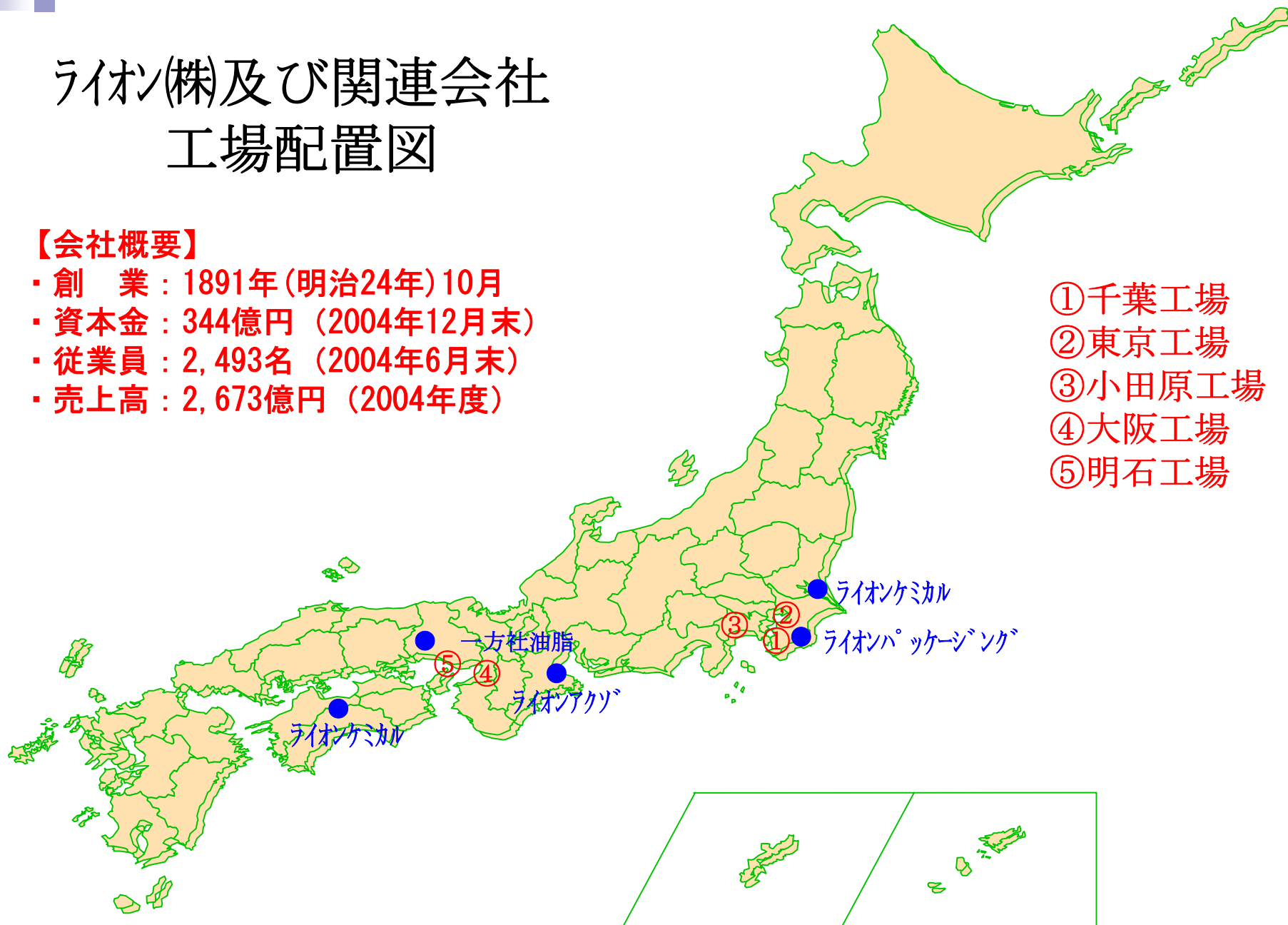
2005.10.18

# ライオン(株)及び関連会社 工場配置図




## 【会社概要】

- ・ 創業：1891年(明治24年)10月
- ・ 資本金：344億円(2004年12月末)
- ・ 従業員：2,493名(2004年6月末)
- ・ 売上高：2,673億円(2004年度)

- ①千葉工場
- ②東京工場
- ③小田原工場
- ④大阪工場
- ⑤明石工場




# 1. 弊社の製品の量目管理(計量法)

製品分類	上限値	下限値	備考
家庭用合成洗剤 (表示量目1100g) 	+3% (1133g)	-1% (1089g)	特定商品
柔軟剤 (表示量目720mL) 	+30g(mL) (750mL)	-20g(mL) (700mL)	特定商品以外
医療部外品 (表示量目250mL) 	+10g(mL) (260mL)	-3% (243mL)	薬事法

\* 表示量目は50%以上で液体は1年後の蒸発を盛込みバラツキは±3σ管理

- ・特定商品:衣類用洗剤、台所洗剤、多くの食品等が含まれる。
- ・特定商品以外:柔軟剤、静電気防止剤等が該当(家庭品)
- ・薬事法:医療部外品や化粧品は下限値が計量法より許容範囲が狭い



## 2. 秤の管理(計量法)

- 1) 使用前点検 (1回/日、1回/ロット)  
現場担当が行なう、水平確認、検査錘によるチェック  
標準サンプルによる零点確認
- 2) 月度点検 (1回/月)  
現場担当者(適正計量管理主任者)が行う、実用基準  
分銅によるチェック
- 3) 定期検査 (1回/年、2年)  
計量士が行う、実用基準分銅によるチェック
- 4) 新規購入時の受け入れ検査 (随時)  
計量士が行う、実用基準分銅によるチェック



### 3. 基準器の管理(計量法)

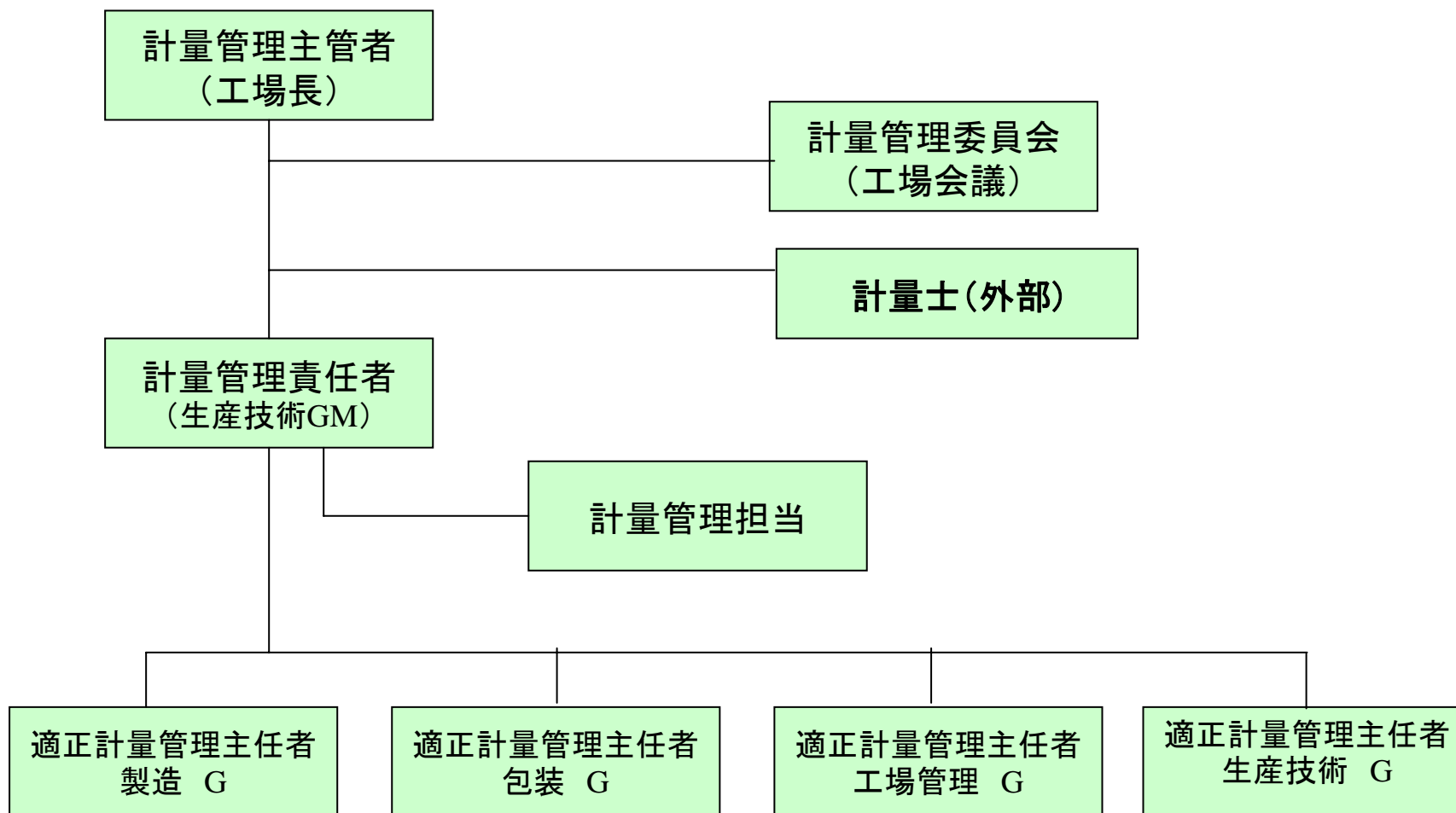
#### 1) 基準器検査

公的機関による検査及び検定

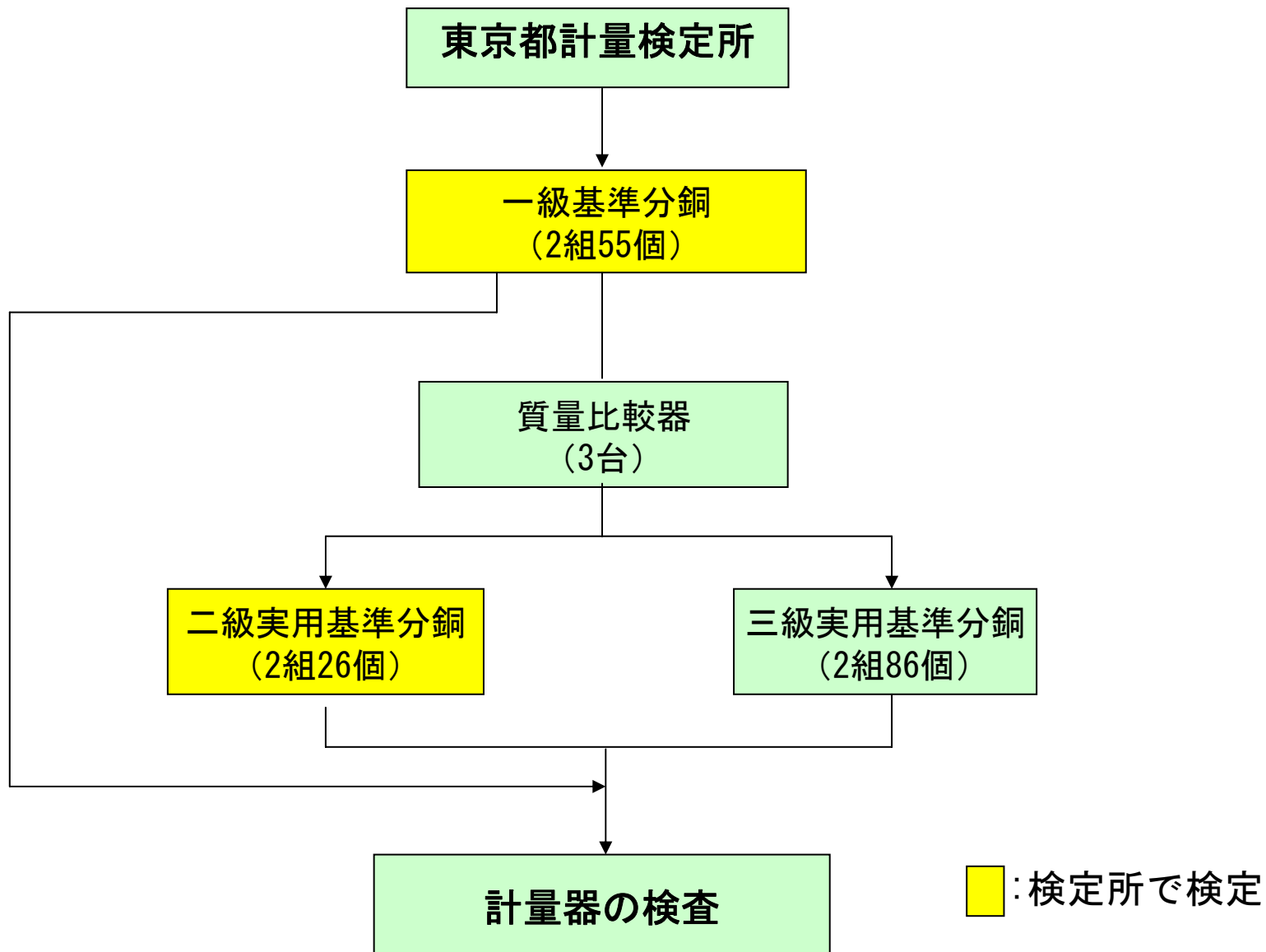
#### 2) 実用基準分銅の校正


基準器を用いた、計量士による校正

## 4. 計量管理規程抜粋 (適正計量管理事業所) 計量管理組織



## 5. 質量標準供給体系(適正計量管理事業所)





## 6. 計量教育(適正計量管理事業所)

- 1) 計量士による計量管理主任者教育  
計量管理強調月間に合わせ実施  
(質量計の検査方法等)
  
- 2) 適正計量管理主任者養成講習会受講  
フォローアップ講習会受講  
計量技術講習会受講  
(適正計量管理主任者 現在20名)
  
- 3) 計量管理教育(随時:計量士、計量管理担当)  
計量法改正状況、月度点検について  
実用基準分銅の校正方法等



## 7. その他の計量器（適正計量管理事業所）

- 1) 圧力計、温度計、トルクメーター、粘度計、比重浮ひょう  
\* 品質管理担当者による定期検査（1回／年）
- 2) ガス電極式水素イオン濃度指示計（PHメーター）  
\* 品質管理担当者による使用前検査（1回／日）  
\* 現場担当による品管PHメーターとの比較検査（2回／日）
- 3) ガス温度計、ブルドン管式圧力計  
\* 計量士が行う定期検査（1回／年）  
（基準器による校正）
- 4) **普通騒音計**（1回／5年）  
ガス電極式水素イオン濃度指示計（1回／6年）  
\* 指定検定機関による検定
- 5) 原料用流量計（1回／年）  
実原料あるいは水を通し、流量指示値及び通過原料の台ばかりによる計量値から流量計の校正を行なう



## 8. 適正計量管理事業所について

### 1-1. メリット

- ① 特定計量器の定期持込み検査が免除される。  
検査は、原則持込となるので検査が済むまでは生産が出来ないが、事業所の都合で検査出来る。
- ② 自主計量管理を推進して教育等も実施するので、計量法が理解でき現場改善によるコストダウンが出来る。
- ③ 特定計量器の簡易修理が行える。  
現在は、電子天秤が主流なので、ほとんど修理出来ない。

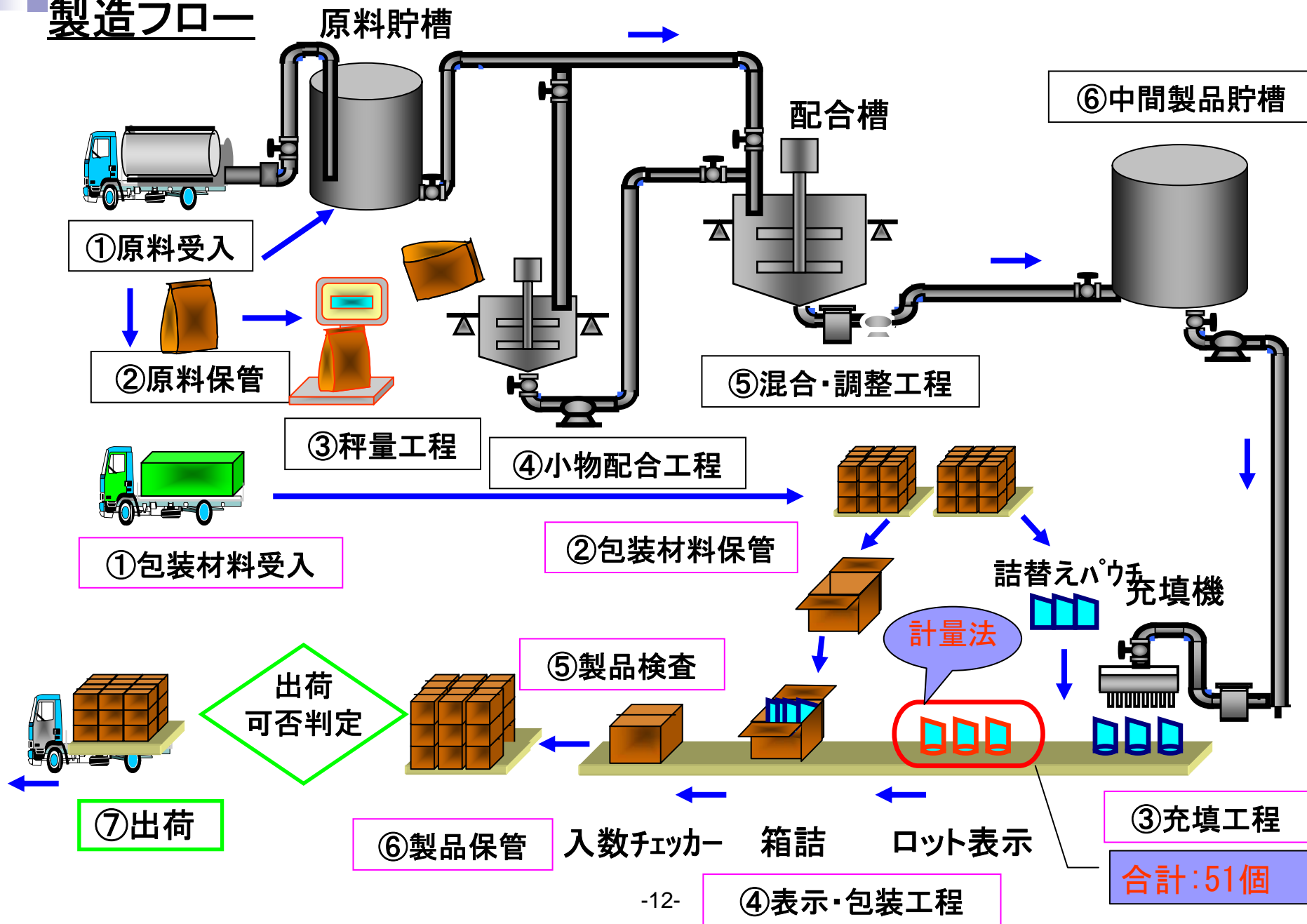


## 1-2.デメリット

- ①定期検査には、計量士が必要。
- ②基準分銅も購入する必要がある。
- ③東京都の場合検査頻度は、1回／年である。  
適正計量管理事業所以外は、1回／2年

〔 計量士と基準分銅を事業所単独で受入・購入するには  
経済的負担が大きいので以前は、量正会という組織を  
作り共同で使用していた。 〕

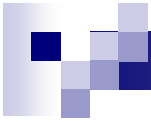
# 製造フロー



## 9. 製品を作るには計量法以外に

- ①化粧品等製造販売業の責務(薬事法)  
商品の**全ての責任はライオン(株)**に  
東京工場は、適正な製造管理及び品質管理の確保  
を保証しなければならない。(計量はその一部)
- ②食品等のGMP認証(HACCP)やISO9001認証  
を取得している企業も同様。

\* 消費者の皆様は、適正な計量を遵守する事は企業として当然で  
近年は、安全性(BSEや微生物汚染)の確保に強く関心を持たれ  
ており企業のコンプライアンス維持が重要と認識しています。



御清聴有難う御座いました